

学校いじめ防止基本方針

今治市立国分小学校
令和7年4月7日改定

1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、どの児童にも起こりうる問題である。いじめの防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

2 【学校が設置する組織】

国分小学校いじめ防止対策委員会

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、研修主任
生徒指導主事、人権・同和教育主任
養護教諭、学年主任
該当する児童の学級担任

重大事態等への対処のための組織

< 構成員 >

国分小学校いじめ防止対策委員会構成員
ハートなんでも相談員、児童民生委員
学校評議員、PTA役員等
学校運営協議会委員

< 役割 >

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修の企画及び計画的な実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処

< 外部専門家 >

< 関係機関等 >

発達支援センター
こすもすの家
今治警察署
学校医

3 【いじめの未然防止のための取組】

- いじめる心理から考える未然防止の取組
 - ・ 人権・同和教育、道徳教育の充実
 - ・ 児童の主体的な活動の充実
- いじめの構造から考える未然防止の取組
 - ・ 学級経営の充実
 - ・ 特別活動の充実
 - ・ 相談体制の整備
- いじめを法律的な視点から考える未然防止の取組
 - ・ 教職員の研修の充実

4【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実
- 児童生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 声掛け、見守り活動の充実
- アンケート等調査の工夫
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する適切かつ迅速な対処】※ 重大事態を含む

- いじめられている児童の理解と傷付いた心のケア
 - ・ つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・ 自信を持たせる言葉掛けを行うなど、自尊感情を高めるように配慮する。
 - ・ 保護者には、複数の教員で家庭訪問し、保護者に面談して事実関係、学校の指導方法を伝え、今後の対応について協議する。
- 被害者ニーズの確認
 - ・ いじめを発見、または相談を受けた場合には、即、管理職に報告し、複数の教員で迅速に事実確認する。
 - ・ 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことのないよう、24 時間以内にいじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
 - ・ 当事者双方・周囲の事情を知る子どもから状況を聞き取り、情報を適切に記録する。
 - ・ 必要があれば関係諸機関に連絡し、連携して事態の収束を図る。
 - ・ いじめを行った気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
 - ・ 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめを受ける側の気持ちを認識させる。
 - ・ 保護者には、正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただき、いじめを受けた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- いじめの加害者と被害者の関係修復
 - ・ 加害者の保護者に協力を要請する。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言を受け、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりとコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見掛けた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○	○				○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			
学校評価										○		